

公 告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和7年6月20日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）第2条の規定に基づき、認可公告する。

令和7年6月30日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積等促進計画
- 2 縦覧の期間 令和7年6月30日から
令和7年7月31日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和7年6月30日揭示済み)

公 告

令和7年度草津市教育委員候補者の公募について

令和7年度草津市教育委員候補者の公募を次のとおり行う。

令和7年7月1日

草津市長 橋 川 渉

1 目的

少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、教育の果たす役割はますます重要となっており、草津市教育振興基本計画（第4期）の基本理念である「こどもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を図るため「こどもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「社会全体で学びを進める」「歴史と文化を守り育てる」の4つの基本方向のもとに、より質の高い、充実した教育を進めるために、これまでの既成概念にとらわれることなく、豊かで高い識見や柔軟な発想を持つ人材を幅広く募り、本市教育行政の更なる

充実と教育委員会の活性化を図ります。

2 教育委員の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定されている教育委員に関する規定事項の概要は次のとおりです。

- 教育委員会は、教育長および4人の委員をもって組織する。（法第3条）
- 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。（法第4条第2項）
- 委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が、同一の政党に属していないこと。（法第4条第4項）
- 委員の任命は、年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮すること。（法第4条第5項）
- 委員のうちに保護者選出の委員を含めること。（法第4条第5項）
- 委員の任期は4年とする。（法第5条）
- 議員、市長、執行機関としての委員会委員、常勤職員、定年前再任用短時間勤務職員との兼職を禁止する。（法第6条）
（なお、市教育委員会に関する請負の兼業も禁止される。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第6項））

3 教育委員の主な職務

- (1) 定例（月1回）および臨時（年2～3回程度）の教育委員会会議や各種会議への出席および議案等の審議、決定
- (2) 教育行政に関する研究、研鑽、情報収集等
- (3) 学校等施設の視察による現状把握
- (4) 入学式、卒業式や周年行事等各種式典、行事への出席

4 応募の方法等

- (1) 募集人員 教育委員会委員候補者 1人
- (2) 任 期 任命日から令和9年12月24日まで

※教育委員の任期は通常4年間ですが、今回は前任者の辞職に伴う残任期間での募集を行います。

(3) 応募資格 応募の資格は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される要件の他、次のすべてに該当する者

ア 令和 7 年 7 月 1 日現在において、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 条（選挙権及び被選挙権を有しない者）または第 1 1 条の 2（被選挙権を有しない者）にあたらないこと。（日本国民で、年齢が満 2 5 歳以上であること。）

また、下記いずれかの保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）であること。

○ 小学校就学前の子どもを養育している保護者

○ 小学校に通う児童、もしくは中学校に通う生徒の保護者

イ 令和 7 年 7 月 1 日現在において、引き続き 5 年以上草津市内に住所を有している保護者または引き続き 5 年以上草津市内で勤務をしている保護者であること。

ウ 人格が高潔で、教育、学術および文化に識見を有すること。

エ 次のいずれにも該当しない者であること。

○ 破産者で復権を得ない者

○ 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(4) 応募期限

令和 7 年 7 月 3 1 日（木）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(5) 応募申込書の請求

ア 草津市役所総合政策部職員課（7 階）で配付します。

応募申込に関する書類は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 4 5 分まで、職員課において配付します。

イ 草津市のホームページに「公募要項」、「応募申込書」を掲載していますので、各自入手（ダウンロード）可能です。

ウ 郵便で請求できます。

郵送希望の場合は、封筒の表に「教育委員会委員公募申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角型 2 号封筒「3 3 × 2 4 c m」に 1 4 0 円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

(6) 応募申込書の提出

所定の申込書に必要事項を記載し、添付書類として次の 2 点を申込書と併せて職員課まで持参または郵送してください。

【添付書類】

・別紙 応募の動機／教育方針についての考え（草津市教育振興基本計画（第 4 期）について）

「草津市教育振興基本計画」は、草津市ホームページより閲覧・ダウンロードできます。

トップページ/市政情報/計画/人権／男女共同参画／学校教育／生涯学習・スポーツ／歴史・文化/草津市教育振興基本計画（第 4 期）

・課題論文【保護者として考える「こどもまんなか」の教育とは】

1, 5 0 0 字程度（様式自由）で作成してください。

※課題論文は、原本（紙）のほかに電子データ（C D 等）も添付ください。

5 選考方法

(1) 第一次選考 応募申込書および課題論文による書類選考

(2) 第二次選考 個別面接による選考

6 選考結果の発表

(1) 第一次選考結果発表 募集締切後、1 ヶ月程度で発表します。応募者全員に結果を郵便で通知します。

(2) 第二次選考結果発表 第二次選考の後、1 ヶ月程度で発表します。全員に結果を郵便で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

7 教育委員の処遇

教育委員には、草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年草津市条例第 2 0 号）に基づく報酬等が支給されます。

8 その他の留意事項

(1) 第二次選考の合格者は、教育委員候補者となり、市議会の同意を得た後、教育委員として市長から任命されます。したがって、市議会の同意が得られない場合は、教育委員の任命を受けることができません。

(2) 選考審査の結果、委員として適当と認められる者がいない場合は、委員候補を決定しないこともあります。

- (3) 提出いただいた応募申込書、課題論文等は、返却しません。
- (4) 応募や面接の際に要する通信費、交通費等の経費は、すべて応募者の自己負担とします。
- (5) 教育委員に任命された場合、課題論文や面接の内容を市のホームページに掲載します。

(令和7年7月1日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第12号

草津市立図書館における防犯カメラの設置および運用に関する要綱を次のとおり制定する。

令和7年6月18日

草津市教育委員会教育長
藤 田 雅 也

草津市立図書館における防犯カメラの
設置および運用に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市立図書館（以下「本館」という。）敷地内における犯罪および事故の未然防止、発生時の迅速な対応等、市民の安全および安心の確保に寄与するために、滋賀県の防犯カメラの運用に関する指針に基づき、本館に設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 防犯カメラとは、本館の安全な管理運営および犯罪の予防を目的として設置されるカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

(設置場所等)

第3条 この要綱を適用する防犯カメラの設置場所および機器等の主なものは、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの管理および操作について、管理責任者を置き、館長をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、画像の漏えい、流出等の防止

その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラが設置してある旨を表示しなければならない。

3 管理責任者は、原則として画像を公開してはならない。

4 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運用区域)

第6条 モニター操作および録画（以下「モニター操作等」という。）をすることができる区域は、本館敷地内とする。

(モニター操作等の制限)

第7条 モニター操作等を行う者は、事前に管理責任者の許可を得なければならない。

2 防犯カメラは、次に掲げる場合を除き、前条区域内の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにするものとする。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 個人の生命、身体または財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認める場合

(3) 犯罪が発生した場合

(4) 犯罪が発生するおそれがあると認められる場合

(5) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(6) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

(7) 前各号に定めるもののほか、地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められる場合

(モニター操作等の稼働時間)

第8条 モニター操作等の稼働時間は、毎日24時間とする。

(画像の保管および閲覧)

第9条 防犯カメラによって記録した画像（以下「画像」という。）の保管および閲覧は、次のとおりとする。

(1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めなければならない。

(2) 画像は、管理責任者が画像記憶装置で保管するものとする。

(3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後は画像記憶装置の上書きによる消去、

または、破砕等による破棄処分を行うものとする。ただし、第 7 条第 2 項各号による場合は、保存期間を延長することができる。

- (4) 画像の閲覧は、第 7 条第 2 項各号による場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けるものとする。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。
- (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿（別記様式）に記録し、1 年間保管するものとする。ただし、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 1 9 7 条第 2 項に規定する照会については、この限りではない。

2 第 5 条第 4 項の規定は、前項の規定により画像を閲覧した者について準用する。この場合において、「管理責任者」とあるのは「画像を閲覧した者」と読み替えるものとする。

（庶務）

第 1 0 条 防犯カメラの運用に関する庶務は、管理責任者が指名する職員が行う。

2 第 5 条第 4 項の規定は、前項の規定により防犯カメラの運用に関する庶務を行う職員について準用する。この場合において、「管理責任者」とあるのは「防犯カメラの運用に関する庶務を行う職員」と読み替えるものとする。

（補則）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日において現に防犯カメラに保管されている画像について適用する。

別表（第 3 条関係）

設置場所	装置名	機器の名称	数量
本館	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	カメラ	5
		画像記憶装置	1
		モニター	1

別記
様式（第 9 条第 1 項第 5 号関係）

記録簿

閲覧日時		
閲覧場所		
閲覧者	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
閲覧等	目的	
	画像範囲	
	条件	
その他特記事項		

（令和 7 年 6 月 1 8 日揭示済み）

草津市教育委員会告示第 1 3 号

草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱（平成 2 1 年草津市教育委員会告示第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 ≪現行どおり≫ （構成） 第 3 条 ≪現行どおり≫ （1）私立幼稚園長 <u>5 人</u> （2） <u>こども若者部長</u> （3） <u>こども若者部副部長（総括）</u> 第 4 条～第 5 条 ≪現行どおり≫ （庶務） 第 6 条 協議会の庶務は、 <u>こども若者部</u> 幼児課において処理する。 第 7 条 ≪現行どおり≫	第 1 条～第 2 条 ≪省略≫ （構成） 第 3 条 ≪省略≫ （1）私立幼稚園長 <u>4 人</u> （2） <u>子ども未来部長</u> （3） <u>子ども未来部副部長（総括）</u> 第 4 条～第 5 条 ≪省略≫ （庶務） 第 6 条 協議会の庶務は、 <u>子ども未来部</u> 幼児課において処理する。 第 7 条 ≪省略≫

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 8 日から施行する。

（令和 7 年 6 月 1 8 日揭示済み）

草津市教育委員会告示第 1 4 号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 1 日

草津市教育委員会教育長
藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和 7 年 7 月 3 1 日（木）
午後 2 時 0 0 分
- 2 場 所 市役所 6 階 教育委員会室

（令和 7 年 7 月 1 日揭示済み）

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第 6 号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

草津市農業委員会
会長 田中 治嗣

- 1 期 日 令和 7 年 7 月 1 0 日（木）
午後 1 時 3 0 分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）
- 3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
- 4) 農地利用変更届出について（報告）
- 5) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 7) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 8) 農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて

(令和7年6月30日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第16号

草津市指定給水装置工事事業者の指定
について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年7月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定 番号	事業者名	代表 者名	所在地	電話番号
13 61	株式会社トータルサービス	栗原英敏	草津市駒井沢町209-5	077-516-6210
13 62	南部工業	南部雅行	大津市日吉台2丁目33-16	077-579-5663

2 指定有効期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

(令和7年7月1日 揭示済み)

草津市上下水道事業告示第17号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和7年7月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定下水道工事店

指定 番号	事業者名	代表 者名	所在地	電話番号
13 13	株式会社勝田商会	宮坂崇義	彦根市京町一丁目3番13号	0749-24-3211
13 61	株式会社トータルサービス	栗原英敏	草津市駒井沢町209-5	077-516-6210
13 62	南部工業	南部雅行	大津市日吉台二丁目33-16	077-579-5663

2 指定有効期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

(令和7年7月1日 揭示済み)

草津市上下水道事業告示第18号

草津市指定下水道工事店の代表者の異
動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成

26 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号) 第 11 条
第 4 号の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1293

事業者名	所在地	新	旧	異動年 月日
株式会社エクラホームサービス	草津市矢橋町 6 6 3 番地 1 4	田中良博	小林由幸	令和 7 年 5 月 28 日

(令和 7 年 7 月 1 日 掲示済み)